

### 第三分野商品の保険金不払事案に係る検証結果

【別紙2-①】

(単位:件、万円)

区分		医療保険	がん保険	所得補償保険	医療費用保険	介護費用保険	その他 ※	合計
免責事由該当	適切	257	0	897	159	6	0	1,319
	不適切	21	0	75	8	0	0	104
	金額	327	0	2,836	24	0	0	3,187
告知義務違反解除	適切	2	0	2	0	0	0	4
	不適切	124	1	47	7	0	1	180
	金額	2,890	191	1,782	95	0	147	5,105
支払事由非該当	適切	1,705	5	1,310	289	216	2	3,527
	不適切	252	0	183	51	11	1	498
	金額	3,396	0	6,540	577	2,284	7	12,804
詐欺無効 重大事由解除 通知義務違反解除	適切	0	0	0	0	0	0	0
	不適切	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0
その他 (請求放棄等)	適切	651	1	2,183	425	32	3	3,295
	不適切	37	0	136	15	5	0	193
	金額	454	0	4,692	70	705	0	5,921
合計	適切	2,615	6	4,392	873	254	5	8,145
	不適切	434	1	441	81	16	2	975
	金額	7,067	191	15,850	766	2,989	154	27,017

※その他とは、自動車保険に付帯される医療特約です。

## 不適切と判断した事案の概要・具体的事例

区分	不適切と判断した事案の概要	具体的事例	件数
支払事由非該当	保険金請求の原因となった疾病と始期前の既往症について、本来始期前に診察した医師の診断書あるいは医療調査等により、「同一であること」や「始期前から治療等の事実があったこと」を確認する必要があったにもかかわらず、これを行うことなく、被保険者本人のご申告や始期後に診察した医師の推定のみに基づいて、有無責を判断していた事例がありました。	<p>・保険始期から約4ヵ月後「腰椎椎間板ヘルニア」により入院。診断書の発病日欄に被保険者のご申告で「15歳頃から」と記載されていることを理由に、始期前の治療内容について十分な事実確認を行うことなく、始期前発病を適用して保険金をお支払いしていませんでした。</p> <p>・保険始期の約3週間後に「脳梗塞」により入院。医療調査により、始期の約2年前から「高血圧症」の治療があること、約1週間前に「頭痛」での受診があることが判明。この因果関係を十分に確認しないまま、始期前発病を適用して保険金をお支払いしていませんでした。</p>	498件
告知義務違反解除	告知されるべきであった疾病との因果関係の確認や、告知義務違反による解除の要件を満たすことの実事確認が不十分な状態で、また、契約解除の手続きが正しく行われていない状態で、告知義務違反を理由に免責とした事例がありました。	<p>・保険始期から約2ヵ月後「腰椎椎間板ヘルニア」により入院。医療調査により約1年前に「胸椎黄靭帯骨化症」、約2年前に「頸椎症」の治療があったことが判明。この因果関係や告知義務違反による解除の要件を満たすことの実事関係を十分に確認しないまま、告知義務違反により保険金をお支払いしていませんでした。</p> <p>・保険始期から約1年後「肝細胞がん」により入院。診断書・医療調査により「B型肝炎」の治療歴があり、担当医師が両疾病の因果関係を認めているため、告知義務違反としました。しかし本来保険金をお支払いしないことの前提として契約解除を行うべきところ、手続きを行っていませんでした。</p>	180件
免責事由該当	※特定疾病不担保特約(特定の疾病または疾病群を不担保とする特約)が付帯されていない契約であるにもかかわらず、前年以前契約で同種疾病による支払実績があること等を理由に免責とした事例がありました。	「胸膜腫瘍」による入院に対して、当該契約には特定疾病不担保特約の付帯がないにもかかわらず、前契約で「肺がん」によるお支払いがあったことを理由に免責としました。前契約でのお支払い後に本来更改をお断りもしくは「気管支・肺の疾病」全般を不担保とする特約を付帯すべきところ、当社ミスにより手続きを行っていませんでした。	104件
詐欺無効	該当事案はありませんでした。	該当事案はありませんでした。	0件
通知義務違反解除	該当事案はありませんでした。	該当事案はありませんでした。	0件
重大事由解除	該当事案はありませんでした。	該当事案はありませんでした。	0件
その他	疾病補償商品に関する説明や事実関係の確認が不十分であったため、保険金のご請求までに至らなかった事案を、請求放棄と判断した事例がありました。	免責期間が7日の契約において、免責期間に該当する休業期間であるかどうかの詳細を確認しないまま、保険金のご請求までに至らなかった事案を、請求放棄と判断していました。	193件

※特定疾病不担保特約とは、例えば新規にご契約いただく際に、過去3年間の疾病を告知いただいた結果、その疾病(群)を不担保とする条件でご加入いただく際に付帯する特約です。保険期間が1年のご契約の場合に前年度に疾病を原因とする保険金お支払いがあった場合にも、この特約を付帯してご契約をご継続いただく場合もございます。